

令和2年6月8日

新型コロナウイルス感染廃棄物の処理方法について

1 廃棄物の取扱い方法

		可燃ごみ	不燃ごみ	粗大ごみ	資源ごみ
持込み	直接	可能	可能	可能	可能
	対象品目	呼吸器系分泌物の鼻水等が付着したティッシュや使用済みマスク等	通常の不燃と資源ごみに該当する缶・ビン等 ※小型家電は除く	可燃：タンス・布団等 不燃：自転車・机等 ※家電リサイクル品は除く	ペットボトル 紙製容器 新聞・雑誌等
持込時間		午後4時30分から 午後5時まで	午後4時30分から 午後5時まで	午後4時30分から 午後5時まで	午後4時30分から 午後5時まで
搬入時期	清掃センター	72時間以上経過後	2週間以上経過後	2週間以上経過後	72時間以上経過後
	ステーション	—		—	2週間以上経過後
袋の指定		10L程度の容量 黒色	10L程度の容量 黒色	—	10L程度の容量 黒色

2 注意事項

- (1) 粗大ごみ以外で一定期間保管後清掃センターへ持込む際、10L程度の黒色の袋が無い場合は、透明の10L入りの袋に入れて、黒色の袋で二重にしてしっかり縛って封をするようにお願いします。
- (2) 処理を急ぐようなもの以外は、自宅での一定期間の保管をお願いします。
- (3) 搬入される前は、事前に清掃センターに連絡をお願いします。
【連絡先 0994-63-0168 環境衛生課】